



第5章 眺望計画

1. 大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）

1 . 大樹寺から岡崎城天守への 眺望景観保全地域（特別地域）

（1）地区の概要

1）地区の特性

自然・地形

大樹寺から岡崎城天守を望む歴史的眺望景観は、まるで額の中の絵のようで、本市を代表する景観資産として「ビスタライン」と呼ばれています。ビスタは「眺望・展望」を意味します。

大樹寺と岡崎城の地盤の標高差は約5メートルと小さく、その間は緩やかな凹地の地形をなし、大樹寺三門前を眺望点とし、幅約2.5メートルの大樹寺総門開口部内に約3キロメートル先の岡崎城天守をぎょうかく仰角*0.2度で望む姿は、その眺望距離から非常に細長い四角錐の眺望空間領域を持つ景観構造となっています。



大樹寺三門前から総門を額縁に見立てて岡崎城を望む歴史的眺望の景観

歴史・伝統

約380年前の寛永18年（1641年）、徳川三代将軍家光公が徳川家康公の十七回忌を機に、歴代将軍の位牌が安置されている徳川家・松平氏の菩提寺である大樹寺の本堂から「祖父生誕の地を望めるように」との想いにより、三門、総門（現在は大樹寺小学校南門）を通して、その真中に岡崎城を望むようにがらん伽藍*を配置、造営したことに由来しています。



昭和40年頃の景観（写真提供/大樹寺）

くらし・まち

都市計画は、大樹寺周辺は住居系、岡崎城周辺は商業系で、土地の高度利用を図る本市の中心市街地（商業・業務地）を形成しており、中間は工業系の各用途地域に、大樹寺及び岡崎城周辺は、風致地区*にも指定されています。

* 仰角：水平を基準に上向きに見上げる角度のこと。下向きに見下ろす角度のことは俯角（ふかく）といえます。

* 伽藍：僧侶が集まり修行を行う清浄な場所のこと。一般には寺院の主要な建築物群のことをいいます。

* 風致地区：都市における風致を維持するため、樹林地・丘陵地・水辺地等の良好な自然的環境を保持している区域や、史跡・神社仏閣等のある区域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、都市計画法により都市計画で定められた地区のこと。

《参考：景観パネル「大樹寺から岡崎城を望む歴史的眺望(ビスタライン)の変遷」》

おかざき風景まちづくり 2-1 歴史的眺望①

大樹寺から 岡崎城を望む歴史的眺望 (ビスタライン)の変遷



大樹寺惣絵図(東京国立博物館蔵)

寛永18年(1641)に、徳川家光が本堂から三門、総門を通して岡崎城が望めるように大樹寺の伽藍を造営してから232年後、明治維新を迎えた新しい時代には岡崎城は不用とされ、廃藩置県後の明治6年~7年(1873~1874)に解体されましたが、岡崎の象徴である天守閣がないままではしのびないとする

市民の想いは強く、昭和34年(1959)に、85年ぶりにほぼ昔どおりの外観の天守閣が復元されました。

その後、ビスタライン周辺の市街化も進みましたが、その眺望は大きく変わることはなく、現在もライン上にお住まいの方々等のご理解とご協力により守られています。



昭和54年10月13日中日新聞 (1979)



平成15年3月20日中日新聞 (2003)



- 15世紀前半 ● 明大寺の地に西郷頼嗣(頼頼)によって築城されたのがその始まり
- 1530 ● 松平清康(家康の祖父)が現在の位置に移して以来、ここが岡崎城と称される
- 1542 ● 徳川家康、岡崎城内で誕生
- 1617 ● 櫓をもつ複合天守閣が完成
- 1641 ● 徳川家光が本堂から三門、総門を通して岡崎城が望めるように大樹寺の伽藍を造営



解体前の岡崎城(1872)

- 1873~1874 ● 城郭取り壊し、天守閣解体
- 1875 ● 日本丸・二の丸、城址公園となる



大樹寺三門より総門を望む(1899)

- 1959 ● 天守閣復元
- 2008 ● 図書館交流プラザ・リぶらOPEN
- 2009 ● 景観意識向上社会実験 光ビスタライン

リぶらとビスタラインの関係知っていますか？



図書館交流プラザ・リぶらは、ビスタラインを守るため建物の高さを低くするとともに、ビスタラインに沿って、南北に長さ60m、幅7mの交流スペース「お城通り」を設けています。

《参考：景観パネル「ビスタラインの景観構造と実態」》

おかざき風景まちづくり 2-2 歴史的眺望②

ビスタラインの 景観構造と その実態

ビスタラインは幅約2.5mの総門開口部内に約3km南の岡崎城を眺望する景観です。丘の上に立地する大樹寺と岡崎城の間は緩やかな凹地の地形をなし、三門前を視点場とした場合の水平眺望幅は、視対象である岡崎城天守閣(下図の赤色)で幅約23m、総門開口部領域(下図の橙色)は岡崎城付近で約78mとなり、その眺望距離とあわせて非常に細長い二等辺三角形の眺望空間領域を持つ景観構造となってい



大樹寺上空より岡崎城方面を望む ※2008年11月撮影

ます。大樹寺、岡崎城、双方の標高差が小さいため、ライン上の建築物の高さによっては、岡崎城への眺望が遮られてしまうおそれがあります。これまでの保全への行政の指導的な取組みは、法的根拠を持たないなどの限界もありましたが、ライン上で生活される方々に、眺望を遮らないような建物等にするなど配慮いただくことで、その眺望が守られてきました。

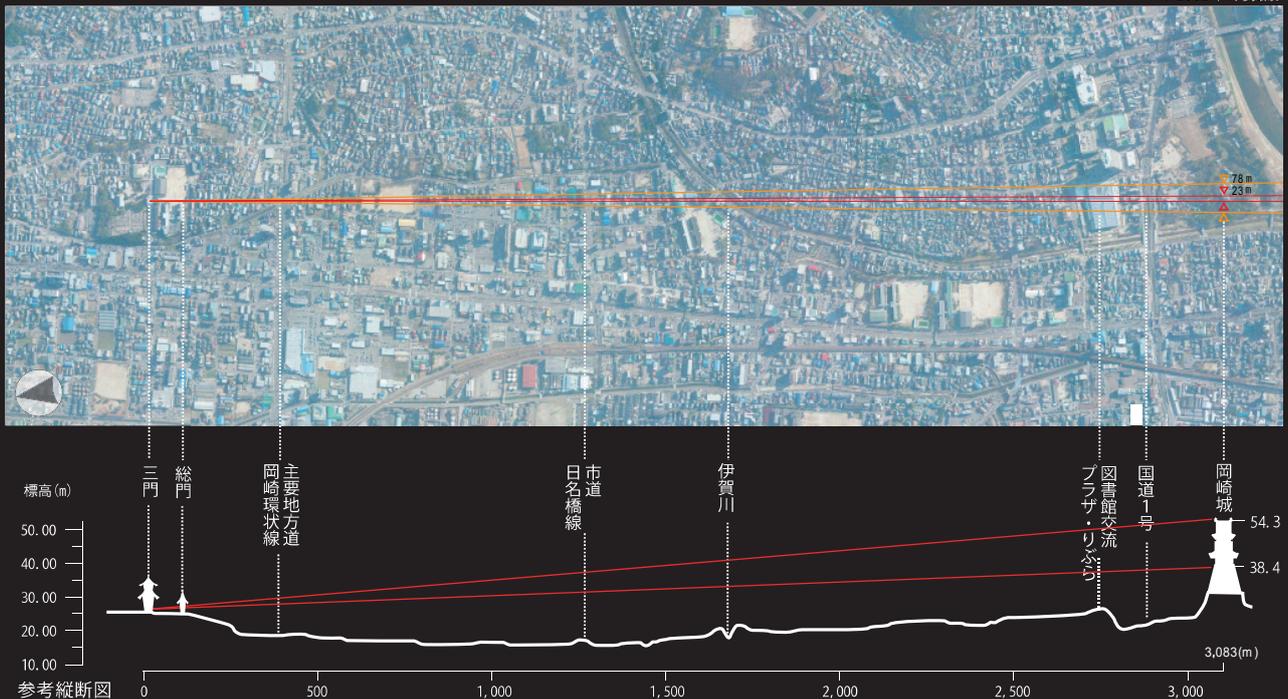


※視点の高さ：地上1.5m



岡崎城天守閣から大樹寺方向の眺望

※2008年1月撮影



2) 課題

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観は、保全のための法的措置がないにもかかわらず、地域住民らが大樹寺から岡崎城天守への眺望を遮らないように建物等の建築に配慮してきた結果、約380年もの長きに渡り守られてきました。

平成30年7月からは、将来にわたってこの景観を保全していくため「岡崎市水と緑、歴史と文化のまちづくり条例」に基づき、強制力をもった建築物等の高さ制限がかけられます。さらに、今後は情緒ある景観を保全するため、建築物等の形態意匠や色に関する新しいルールづくりの必要性、都市計画制度（地区計画）の導入可能性等について検討を進めます。

《ビスタラインの景観変化シミュレーション図》



現 状



手前の一部の建築物壁面が黄色の色彩に、屋根の素材が瓦以外に変更された場合



岡崎城の背後に、高層の建築物が建てられた場合

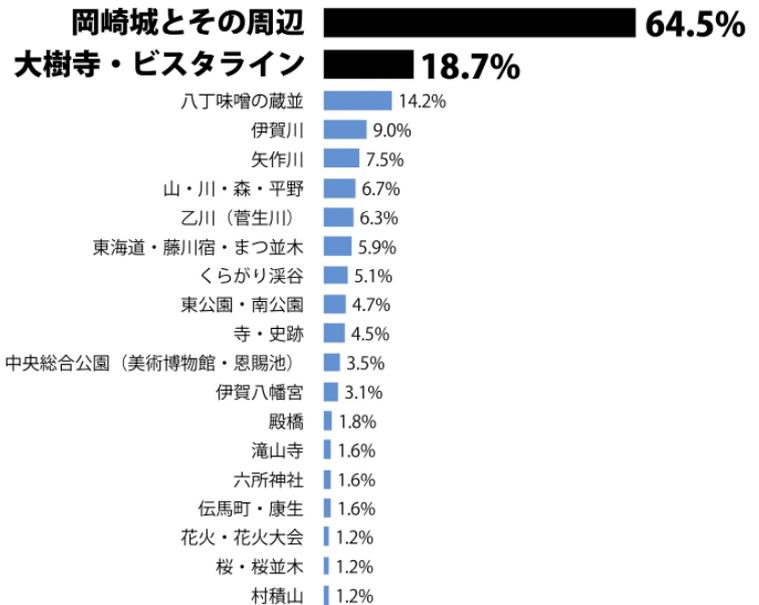
3) 景観まちづくりの意義

大樹寺から岡崎城天守を遠望する構図は、徳川氏と岡崎の歴史を象徴するものであり、日本全国の他の都市には存在しえない、唯一無二の歴史的眺望として、地域住民等の理解と協力のもと、歴史的・文化的価値を持った景観として大切に守られ、市民のふるさと意識（誇りや愛着）を育むとともに、来訪者にも親しまれている、岡崎らしい風格ある景観を代表するものです。

平成 20 年度に実施した「景観に関する市民意識調査」では、「岡崎らしいと感じる景観」として、「岡崎城とその周辺」、「大樹寺・ビスタライン（岡崎城への歴史的眺望）」が第 1 位、第 2 位にあげられ、特にビスタラインは、その歴史的背景から、岡崎城への数ある眺望のなかでも、最も大切にすべきとされており、また、平成 21 年には新たな観光資源として「岡崎観光きらり百選」に選定され、本市を代表する観光資源としてその魅力を高めることが必要となっています。

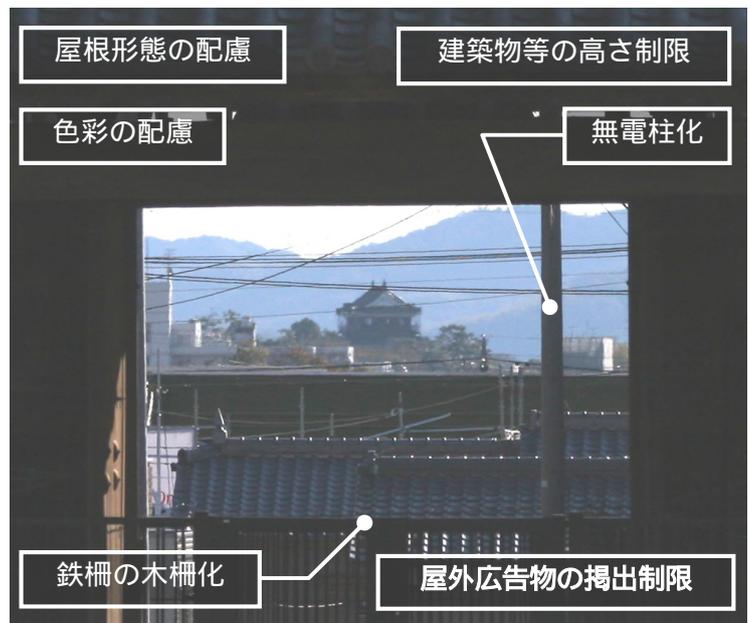
この景観は、かけがえのない「市民共有の財産」であるとの認識のもと、引き続き、しっかりと保全し、その魅力が向上するよう、さらなる磨きをかけ、次代を担う子どもたちが、ふるさと岡崎に誇りと愛着が持てるよう継承していくことが大切です。

総門を額縁に見立て、一枚の絵として眺める岡崎城と市街地とが一体となって形成するビスタラインの景観への取り組みは、まさに市民や事業者と行政の協働によるまちづくりにほかならず、歴史と未来をつなぐ「歴史が輝き、伝統が息づく景観」形成を図るため、岡崎城への眺望を将来にわたって確保するとともに、眺望景観の魅力の向上に取り組むこととします。



有効票数 = 1094 複数回答による

岡崎らしいと感じる景観
（平成 20 年度景観に関する市民意識調査）



コラム
column

大樹寺から岡崎城への眺めの「創生」

岡崎城は当初、現在の東岡崎駅東北のペDESTリアンデッキ建設予定地付近にあったと考えられています。現在の竜頭山に移ったのは享禄4年(1531)です。しかし、移った時点では、大樹寺と岡崎城の間に天神山が存在し、大樹寺から岡崎城を眺めることはできなかったと思われます。

その後、天正18年(1590)に小田原北条氏が滅亡した後に、徳川家康公が関東に移封され、かわりに田中吉政が岡崎城に入りました。吉政は岡崎城と城下町の大改修を行い、近世岡崎の原型を造ります。その一環として天神山が削平され、材木町や田町が造成されました。これにより初めて、大樹寺から岡崎城を眺めることができるようになったのです。

大樹寺から岡崎城への眺めは城下町の大改修という、まさに「まちづくり」によって「創生」されたものなのです。

資料：「岡崎市行政アドバイザー・レポート 岡崎市内の「歴史的景観」の維持のために」
平成22年3月 愛知教育大学名誉教授、岡崎市文化財保護審議会会長 新行紀一

コラム
column

大樹寺と岡崎城の目に見えないつながり

永禄3年(1560)5月18日、今川義元は桶狭間の戦いで織田信長に敗れます。今川の配下であった家康公(当時の名前は元康、19歳)は、真夜中に多くの敵を避けながら、大高城(現在名古屋市緑区大高町)から大樹寺(徳川家祖先である松平氏創建)に逃げ帰りました。

家康公は大樹寺に匿われますが、もはやこれまでと考え、先祖の墓前で自害する覚悟を大樹寺住職13代登誉上人に告げます。しかし、登誉上人は名將たるもの命を粗末にははいけないと諭し、家康と問答を交わします。

『「君弱冠より戦場に向ふ其心唯だ敵を殺害するに在るか」あなたは若い時から戦場に向かっておるけれども、その心はただ敵を殺すだけにあるのかと。「公の曰く武人の心実に唯然り」元康は武人の心はただその通りであると。「師曰く殺害なんの爲ぞ 曰く是れ他に非ず勇を振り功を樹て城を抜き國を奪はんと何ぞ」殺害を何の爲にするのかという事ですね。これは他にあらずと、自分で勇気を奮い起こして、功をたて、城を落として、國を奪わんとすると。どうしてそれをするんだと。「止だ其をしも云んや尚を竟に天下を領せん者なり 曰く竟に天下を領して是れ亦た何んするものぞ」最後は天下を領せんという事が目的である。遂に天下を取ってこれまたどうするんだという問答が続くわけですね。「武權を執るが如きは 則門葉を興隆し子孫を榮耀し名を後世に挙げて父母を顯さん而已」要するに自分の家を興隆して子孫を繁栄させて名を後世に挙げて父母の名を表さんと。登誉上人は「天に得ざるの國を劫奪するは之れ奸盜之所爲なり」天に得ざるの國を強奪するというのは、これ盗人の所為ではないかという事ですね。「たとひ運を啓き一たび天下を領すとも非道にして得ば則ち何ぞ子孫に傳ふる事を得ん 己れ獨り榮華に傲るとも猶を一陽の春夢の如し命終の後には必ず地獄楚毒の苦みを受けて何の益か之れあらん」例え運があつてひとたび天下を取ったといつても非道にしてそれを取れば即ち子孫に伝わることを、これひとり榮華に傲るともなお一陽の夢の如しと。・・・こういう事を懇々と説くわけですね。最終的には万民のために天下の父母となって万民の苦しみを無くするというような事をしていかなければいけない』(出典：下記資料)と説いたのです。

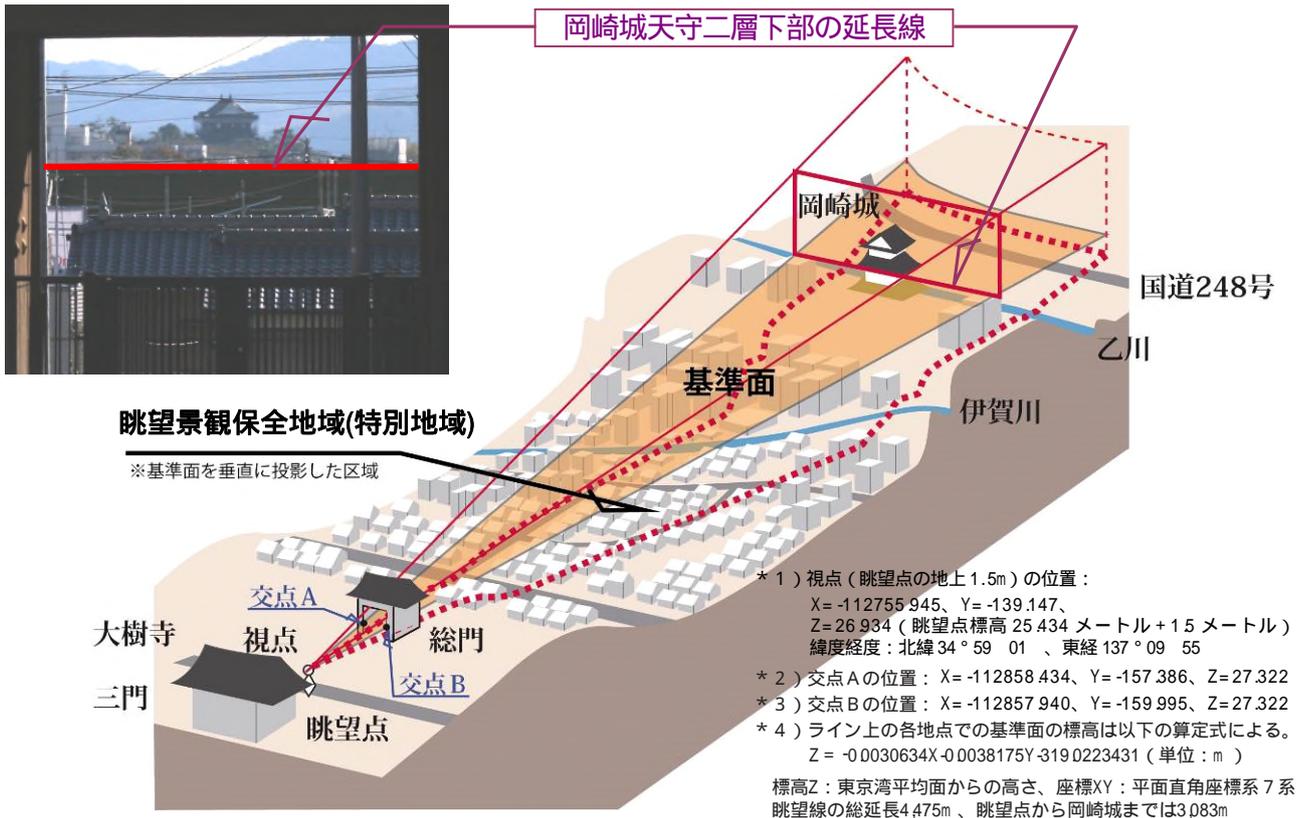
家康公は、登誉上人から「厭離穢土 欣求浄土」の意を受けられ、以後、戦陣には必ず「厭離穢土 欣求浄土」の旗指物を使用しました。

このように、大樹寺は家康公の思想形成に影響を与えるとともに、生誕の地である岡崎城とピスタラインで結ばれているのです。

資料：「岡崎学 - 岡崎を考える - 」講座
平成18年12月 大樹寺責任役員 成田敏園

(2) 眺望景観保全地域 (特別地域)

大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域(特別地域)の指定範囲は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上1.5メートルの視点から大樹寺総門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守閣二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面(以下「基準面」といいます。)を、国道248号南側(都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界)まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域とします。(面積約25.5ヘクタール)



眺望を見る視点の位置
(眺望点の地上1.5m)



大樹寺三門前の眺望点の位置
(釘を設置)



「シビック・プライド」とは、市民等が自分のくらすまちに持つ「誇り」と「愛着」のことです。もともと、どんなまちにも必要なものですが、人口減少の社会到来、価値観の多様化、地方分権時代の近年、特に重要性が増しています。

このまちに住み続けたい！このまちのために何かをしたい！という思いがまちづくりの原動力となります。まちづくりへ市民等の関心をかきたて、より多くの市民の共感のもとにまちづくりを進め、まちへの誇りや愛着を育むことが大切です。

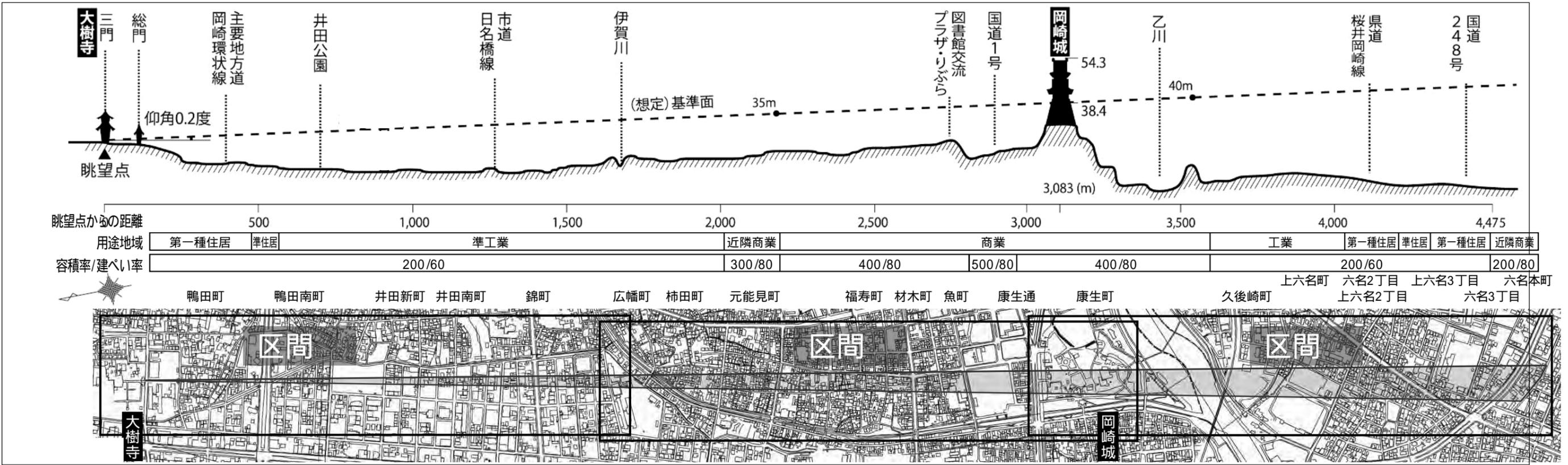


殿橋から岡崎城への眺望



明神橋から岡崎城への眺望

大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）の区域（詳細）



(3) 眺望景観の保全方針

1) 将来の景観像

一幅の絵のように美しく、 都市の風格を感じさせる岡崎城の歴史的眺望

山並みを背景に、岡崎城が中央にそびえ立ち、これらと現代の市街地が一体となって調和する姿は、西三河地域の拠点都市として、恵まれた自然や固有の歴史を継承しながら発展を続ける都市の風格を感じさせます。

このようなビスタラインの景観は、自然・歴史・暮らしをつなぐ景観まちづくりを進める岡崎の象徴であり、市民や事業者と行政の協働による景観まちづくりを通じて受け継がれる「市民共有の財産」であるとの認識のもと、岡崎城天守への眺望を、将来にわたって、一幅の絵のように美しく、また都市の風格を感じさせるものとして、大切に守り育てていくこととします。



将来の景観像（フォトモンタージュ）

都市の風格とは、自然や建築物、道路、公園等によってかたちづけられる都市空間が、そこで暮らしを営む人との関わりの中で、歴史とともに積み重ねられて醸し出す、整然とした重厚感のある雰囲気のこと。

2) 眺望景観保全方針

目指すべき将来の景観像を実現するためには、眺望点からの距離や立地する地盤の標高の違い等に
応じて、きめ細かく定めたルールが必要であり、建築物等の高さの制限により岡崎城への眺望を「確
保」することを基本に、外壁や屋根の色彩、形態や素材等の「調和」により魅力を「維持向上」する
保全策を、地域住民等の理解と協力のもと、合意形成を深めながら、段階的に強化し充実させていく
こととし、次に示す2つの方針を掲げ、市民や事業者と行政の積極的な協働・協創による景観まちづ
くりを進めます。

維持 規制

大樹寺から岡崎城天守への歴史的眺望を確保する

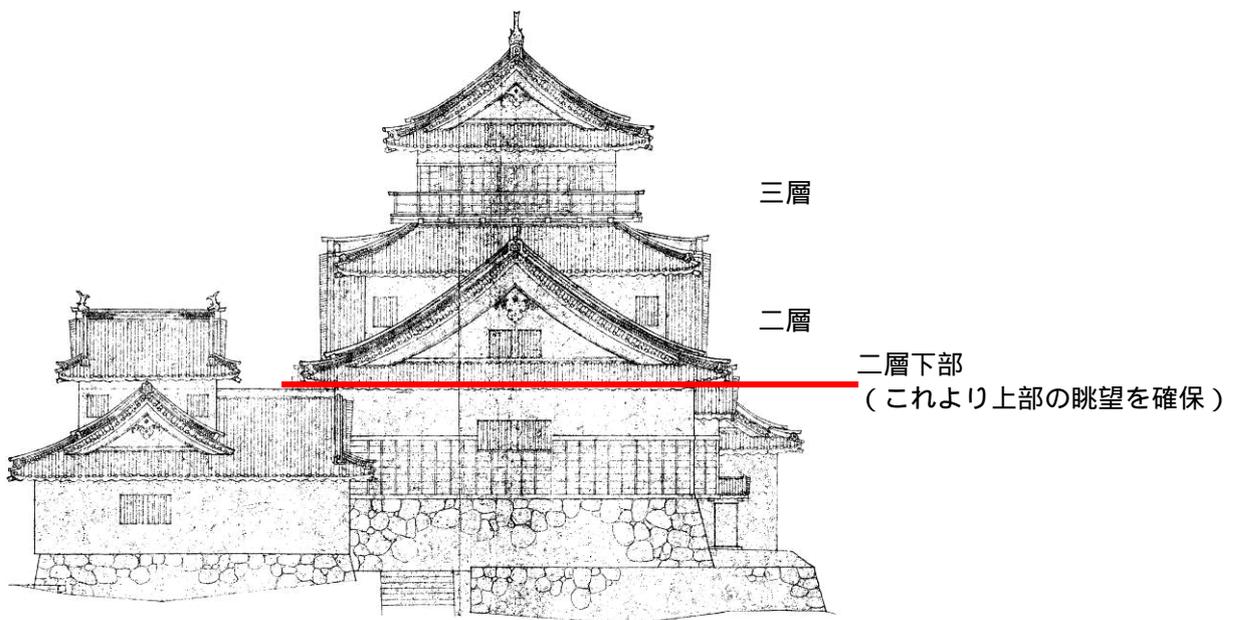
建築物等の高さを制限することにより、大樹寺から岡崎城天守への歴史的眺望を将来にわたり確保
します。

向上 誘導

岡崎城と市街地とが一体となって調和する景観の魅力を高める

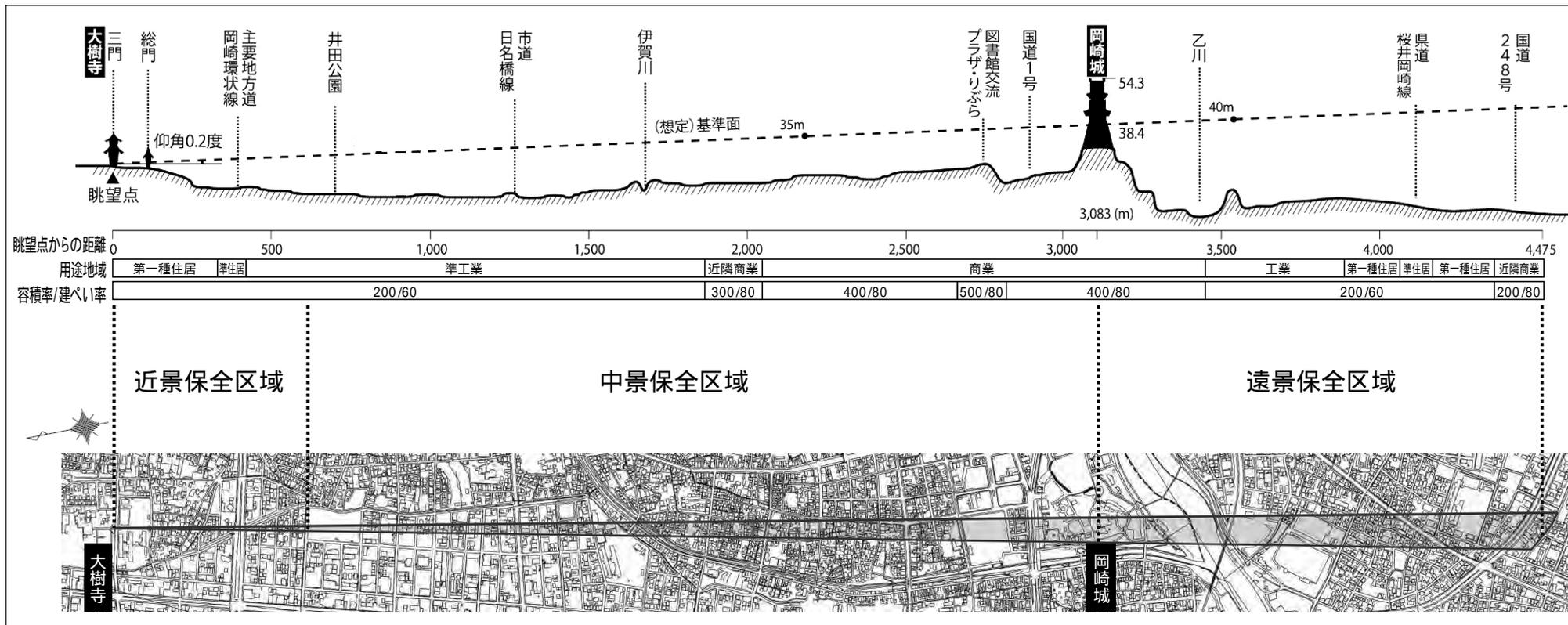
大樹寺総門を額縁に見立て、岡崎城とその間の市街地とが一体となって一幅の絵のような魅力ある
優れた景観を形成していることから、岡崎城が引き立つよう、市街地の景観のさらなる調和を図るこ
とによって、その魅力を高めます。

大樹寺と岡崎城の間の市街地は約3キロメートルに及び、その見え方は眺望点からの距離により異
なることから、地区を眺望点からの距離に応じて区分し、それぞれの区分に応じた景観配慮により、
岡崎城と市街地との調和を図ります。



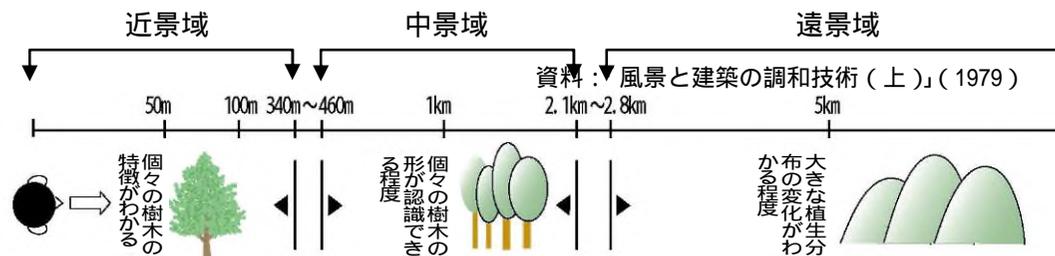
岡崎城天守閣北立面図

眺望点からの距離に応じた地域区分図



眺望点からの距離に応じた地域区分

名称	地域区分の範囲
近景保全区域	眺望点から井田公園までの区域
中景保全区域	井田公園から岡崎城までの区域
遠景保全区域	岡崎城から国道248号南側(近隣商業地域)までの区域



眺望点からの距離による景観の区分と見え方の変化

資料:「風景と建築の調和技術(上)」(1979)

3) 眺望景観配慮指針等

眺望景観配慮指針

眺望景観保全方針に基づき、建築行為等に際して景観上配慮いただきたい事項を、景観配慮指針として次のとおり定めます。(景観配慮指針の考え方は91ページを参照。)

景観配慮指針(大樹寺から岡崎城天守への眺望)

項目		推奨配慮指針(自主配慮)	地区区分
建築物及び工作物	高さ配置	高さや配置は、岡崎城天守への眺望を阻害しないこと。	近景 中景 遠景
	形態意匠	眺望点から視認される屋根の形状や素材は、岡崎城天守への眺望を引き立たせるように努める。(眺望点に対し平入りの形状、瓦を用いる等)	近景
	色彩	眺望点から視認される建築物等の色彩は、岡崎城と調和するよう、低彩度の落ち着いた色彩とするよう努める。	近景 中景
	広告物等	広告物を設置する場合は、眺望点から視認されない位置や規模とするよう努める。	

地域区分は、近景は「近景保全区域」、中景は「中景保全区域」、遠景は「遠景保全区域」を指します。

現状のように、近景の建築物の屋根形状の多くが平入りであるため、妻を見せている岡崎城がより際立つという景観上の効果があります。



景観協議の対象行為

景観協議の対象行為は、次のとおりとします。(景観協議のしくみは87~89ページを参照。)

景観協議の対象行為(大樹寺から岡崎城天守への眺望)

区分	規模	行為
建築物	近景保全区域: 全てのもの 中景保全区域: 高さが10メートルを超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	遠景保全区域: 高さが20メートルを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さがそれぞれの景観協議対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

景観計画区域(市全域)の適用除外に定めた事項

将来にわたり眺望点から見通すことのできない位置(眺望点と反対側の岡崎城側の壁面等)において、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

中景保全区域: 10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

遠景保全区域: 色彩の変更及び20メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

(4) 眺望景観保全基準

景観まちづくりの方針を受け、視点を大樹寺三門前に設定し、大樹寺総門内を通して岡崎城天守を望む眺望のうち、岡崎城天守二層下部の延長線より上部の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。

眺望景観保全基準（大樹寺から岡崎城天守への眺望）

項目		指導基準（改善命令）
建築物及び 工作物	高さ	建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。 ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

標高規制のため、具体的な高さの最高限度は、個々の場所によって異なる。（標高は、東京湾平均海面からの高さ。）

建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点の標高（26.934m = 眺望点の地盤の高さ 25.434m + 人の目線の平均的高さ 1.5m）に、眺望点から建築物等の各部分までの水平距離に仰角 0 度 12 分 49 秒（ $\tan 0^\circ 12' 49'' = 0.003728$ ）を乗じた数値を加えた標高から、建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。

【建築物等の高さの上限の算定式】

$$= (\text{視点の標高 } 26.934 = \text{眺望点の地盤の標高} + 1.5) + (\text{眺望点からの建築物等の各部分までの水平距離} \times \tan 0^\circ 12' 49'') - \text{計画地の地盤標高 (単位: m)}$$

届出対象行為（大樹寺から岡崎城天守への眺望）

区分	規模	行為
建築物	近景保全区域：高さが 4 メートルを超えるもの 中景保全区域：高さが 10 メートルを超えるもの	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物	遠景保全区域：高さが 20 メートルを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さがそれぞれの届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

それぞれの区域の届出対象行為の規模を超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

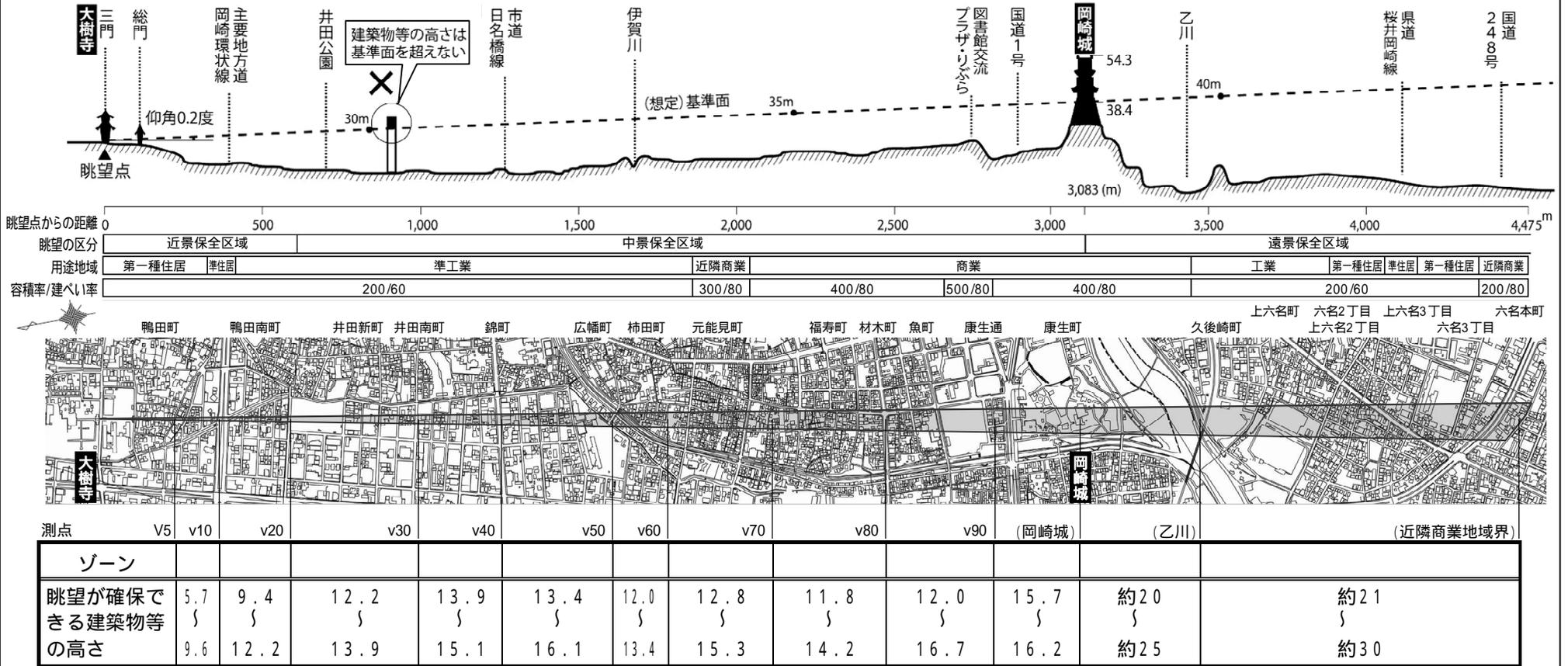
コラム
column

「知行合一」のデザイン

知行とは知識と行為。真に知ることは必ず実行を伴う、つまり、知ることと行うことは同じという意味です。景観まちづくりの第一歩は、気づくこと、そしてその地域の個性を知ること。地域の持つ景観資産がどれだけ素晴らしいものか、誇りうるものかを知れば知るほど、その地域を敬うこととなり、その地の風土にあったデザインが導かれます。

《大樹寺から岡崎城天守への眺望景観保全地域（特別地域）における建築物等の高さ制限に関する参考図面》

【「眺望が確保できる建築物等の高さ」参考表（高さ：m）】



地盤の標高は、大樹寺と岡崎城の間では中心線に沿って設置した各測点(v1～v92)の測量結果、岡崎城～国道248号の間では地形図から読み取った数値を参考としているので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査のこと。



各測点には、左のような明示鉤を設置しています。
(直径5cm程度)